

国際人権諸条約に基づく個人通報制度の早期導入及びパリ原則に準拠した  
政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議

2014年（平成26年）2月14日

佐賀県弁護士会

当会は、わが国における人権保障を推進し、国際人権基準の実施を確保するため、国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約等に定める個人通報制度の導入及び国連の「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に合致した真に政府から独立した国内人権機関の設置を政府及び国会に対して強く求める。

以上のとおり決議する。

提 案 理 由

1 個人通報制度について

個人通報制度とは、各人権条約の人権保障条項に規定された人権が侵害されているにもかかわらず、国内での法的手続を尽くしてもなお人権救済が実現しない場合、被害者個人等が各人権条約の定める条約機関に通報し、その条約機関が行う意見・勧告により、条約上の権利救済を図ろうとする制度である。

国際人権（自由権）規約及び女性差別撤廃条約は本体の条約に附帯する選択議定書に個人通報制度を定め、拷問等禁止条約及び人種差別撤廃条約は本体条約の中に個人通報制度を備えており、個人通報制度を実現するためには、選択議定書の批准、あるいは、本体条約の当該条項の受諾宣言の手続が必要である。

しかしながら、わが国は、これまで選択議定書の批准又は本体条約の当該条項の受諾宣言をせず、個人通報制度を導入してこなかった。

また、残念ながら、日本の裁判所は、人権保障条項の適用について積極的とはいえず、民事訴訟法の定める上告の理由には国際条約違反が含まれず、国際人権基準の国内実施が極めて不十分なものとなっている。そのため、各人権条約における個人通報制度が日本で実現すれば、被害者個人が各人権条約上の委員会に見解・勧告等を直接求めることが可能となり、加盟国に対し強制力は有しないものの、日本の裁判所としても批准に耐えうる条約解釈に努めざるを得なくなる。その結果として、日本における人権保障水準が国際基準まで前進し、また憲法の人権条項の解釈が前進するなどの成果が期待される。すなわち、個人通報制度による救済は、個別事案にとどまることなく、その後の同種事案の国内における救済にも資することになる。

わが国は、すでに国際人権（自由権）規約委員会からは1993年（平成5年）、1998年（平成10年）、2008年（平成20年）と三度にわたって第1回選択議定書の批准を勧告され、他にも様々な場で個人通報制度の受け容れを繰り返して勧告されているが、いまだ個人通報制度は実現されていない。

## 2 国内人権機関の設置について

国連決議及び人権諸条約機関は、国際人権条約及び憲法などで保障される人権が侵害され、その回復が求められる場合には、司法手続よりも簡便で迅速な救済を図ることができる国内人権機関を設置するように求めており、世界では既に123ヶ国が既にこれを設けている。

国内人権機関を設置する場合、1993年（平成5年）12月の国連総会決議

「国内人権機関の地位に関する原則」（いわゆるパリ原則）に沿ったものである必要がある。具体的には、法律に基づいて設置されること、権限行使の独立性が保障されていること、調査権限及び政策提言機能を持つことが必要とされている。

日本に対しては、国連人権理事会、人権高等弁務官等の国連人権諸機関や人権諸条約の各政府報告書審査の際に、早期にパリ原則に合致した国内人権機関を設置すべきとの勧告がなされており、また、国内の人権 NGO からも国内人権機関設置の要望が高まっている。

現在、わが国には法務省人権擁護局の人権擁護委員制度があるが、独立性等の観点からも極めて不十分な制度である。

このような状況の中で、日本弁護士連合会は、2008年（平成20年）11月18日、パリ原則を基準とした「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を発表した。

日本政府も、国際社会からの要請を受けて、民主党政権下の2012年（平成24年）9月、人権委員会設置法案（以下「法案」）を閣議決定した。さらに同年11月、法案は再度閣議決定され、国会に提出されたが、衆議院解散により審議に入る前に廃案となった。その後は「人権委員会の設立を阻止すること」を選挙公約とした政党が政権を握っており、現在のところ国内人権機関設置立法についての見通しは立っていない。

- 3 2009年（平成21年）9月、民主党を中心とする新政権が誕生し、当時の千葉法務大臣は、就任直後の記者会見で、取調べの可視化（取調べの録音、録画）とともに、国内人権機関の設置、個人通報制度を実現すると表明した。加えて、外務省内には人権条約履行室も設置された。

これらの経過を踏まえ、日本弁護士連合会は、2010年（平成22年）5月28日、取調べの可視化とともに、国内人権機関の設置、個人通報制度の実現を求める総会決議をした。

当会としても、わが国における人権保障を推進し、また国際人権基準を日本において完全実施するための人権保障システムを確立するため、国際人権（自由権）規約をはじめとした各人権条約に定める個人通報制度を一日も早く導入し、パリ原則に合致した真に政府から独立した国内人権機関をすみやかに設置することを政府及び国会に対して強く求めるものである。

以 上